

注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に基づき、種類の区分ごとに定額法により行っております。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

該当する債務はありません。